



地域安全ニュース

【発行者】山鹿警察署・山鹿地区防犯協会(Tel.0968-44-0110)

二十歳未満への年齢確認の 徹底をお願いします

タバコを所持している少年が増加しています。二十歳未満の少年たちにタバコや器具を販売する行為は、法律で禁止されています。年齢確認をせず、販売すると法律違反となし処罰されるおそれがあります。

令和4年4月1日から、成人年齢が十八歳に引き上げられましたが、喫煙・飲酒は引き続き二十歳以上になります。販売時の年齢確認の徹底をお願いします。

タバコ・お酒は二十歳を過ぎてから！

地域の犯罪情報をお知らせするゆっぴー安心メールのご登録をお願いします。
k110@ansin.police.pref.kumamoto.jpに空メールするか、または、右のQRコードをご利用ください。

